



障発0330第25号
平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



自立支援協議会の設置運営について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、これまで地域生活支援事業において地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議として位置づけられていた自立支援協議会が、本年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の2において、法定化されたところである。

今般の自立支援協議会の法定化を踏まえ、自立支援協議会の設置運営について、別添のとおり通知するので、これを参考に自立支援協議会の運営の活性化に取り組まれるとともに、都道府県におかれては、管内市町村、関係機関等に対する周知及び管内市町村に対する自立支援協議会の設置の促進や運営の活性化に向けた助言等、特段の御配慮をお願いする。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

自立支援協議会設置運営要綱

第1 目的

自立支援協議会は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

第2 障害者自立支援法の規定

1 自立支援協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会を置くことができる。（第89条の2第1項）
- (2) 自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（同条第2項）

2 市町村障害福祉計画

市町村は、自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第88条第6項）

3 都道府県障害福祉計画

都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第89条第5項）

第3 市町村が設置する自立支援協議会（市町村自立支援協議会）

1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

2 設置方法

市町村自立支援協議会は、単都市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下の

とおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、当事者、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 中立・公平性を確保する観点から基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の運営評価を実施
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用や地域の相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施等、相談支援の体制整備に関する協議
- ・ 権利擁護等の専門部会等の設置、運営 等

5 財源

交付税により措置。

第4 都道府県が設置する自立支援協議会（都道府県自立支援協議会）

1 基本的な役割

都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

2 設置方法

都道府県自立支援協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 都道府県全域における関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有

- ・ 都道府県全域における障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 都道府県内の市町村自立支援協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の人材確保・養成（研修のあり方を含む。）を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

5 財源

交付税により措置。